

令和8年2月20日

福津市議会

議長 高山 賢二 様

総務文教委員会

委員長 石田 まなみ

総務文教委員会審査報告書

令和8年第2回福津市議会臨時会において、本委員会に付託を受けておりました事件についての審査結果を、会議規則第110条の規定により次のとおり報告いたします。

記

1. 審査経過

付託年月日 令和8年2月20日

審査年月日 令和8年2月20日

2. 出席者

委員 石田委員長、中村恵輔副委員長、岩下委員、佐伯委員、尾島委員、
中村清隆委員

執行部 谷口総務部長、吉崎総務部理事、花田経営企画部長、宮原教育部長、
竜口総務課長、志賀新設小学校準備室長、鈴木新設小学校準備係長、
平新設小学校準備係主任

◎議案第3号 工事請負変更契約を締結することについて

審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

(質疑) 今回の造成工事2工区の減額工種について、今後どのような処理を行うのか。
また、今回の造成工事の減額幅以上に増額されることはないか。

(答弁) 建築工事で秋頃に施工する。盛り土の施工条件は変更になるが、基礎のコンクリート部分の土量が減るため、最終的には今回の減額した造成工事の金額よりも安価で建築工事の変更契約ができると試算している。

(質疑) 工程が変わることによって、大雨時の周辺地域への安全性及び完成後の安全性の担保について影響はないのか。

(答弁) 雨水がオーバーフローしないように場内の仮設の排水設備から洪水調整池に流れるようにし、その後放流することを検討しており、仮設の沈砂池も設置す

る予定である。また、盛り土の最終的な仕上げ高に変更はなく構造的にも安全上問題はないと考えている。

(質疑)契約変更により、施工責任はどうなるのか。

(答弁)施工した業者に責任の所在があるため、変更して建築分野で施工することになる部分は、契約上当該業者の責任となる。

(質疑)専門家等の意見を踏まえ、工法の変更について判断したのか。

(答弁)市、建設工事を行う JV 業者、一級建築士が在籍する設計監理業者及び造成工事を行う土木業者で協議し工法を決定した。

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。